参考様式4

山谷地区 地域農業マスタープラン（実質化された人・農地プラン）

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	令和3年3月25日	
対象地区名（地区内の集落名）		
山谷上、山谷中、山谷下		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	242.23	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	174.94	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	29.61	ha
ⅰ うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.99	ha
ⅱ うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.62	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.85	ha
（備考）		

注1：③の「○歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、別表「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

山谷上地区は、基盤整備を実施しており、担い手は集落内で確保できる見込みであるが、基盤整備未実施の農地の管理が課題である。
山谷中地区は、国道から南側の地域は、水の条件が悪く、ほとんどが草刈のみの管理となっている。担い手はいるが、条件の悪い圃場の集積は困難であり、今後、農地の維持が難しくなってくる。
山谷下地区は、40年以上前に基盤整備を実施したが、区画が非常に狭く、効率的な作業ができない。担い手はいるが、経営の中心は水稲以外であり、水田経営を受ける担い手がいないため、今後の農地の維持が難しくなってくる。
山谷地区全体として、鳥獣、特にイノシシによる農作物被害が拡大しており、水稲やいも類の食害や踏みつけ、農地・農道の掘り返しなど、営農意欲の減退にもつながっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

山谷上地区については、中心経営体である認定農業者8経営体及び今後育成すべき農業者等を中心として担っていくが、その他、中心的組合員として7経営体が、地域内で病気や高齢により農業の継続ができなくなった場合、緊急的農作業応援や小規模の集積に対応していく。
山谷中、下地区については、畑地利用については認定農業者2経営体が中心に、水田利用については中心経営体を中心に、中山間地域等直接支払交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努める。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

（1）　地域での共同取組活動の維持
中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農道、水路の整備や草刈等を行っている。今後も共同取組活動を継続し、これまで培ってきた地区のコミュニティを維持しながら、耕作放棄地の発生防止や農業生産の維持を図っていく。
（2）　鳥獣被害防止対策の取組
地域による鳥獣害対策として、侵入防止柵の設置や狩猟免許の取得促進などに取り組む。
（3）　農地中間管理機構の活用
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
（4）　農地の管理方法の検討
農地の管理方法について、他地域の優良事例調査や情報収集を行い検討を進める。
（5）　農業機械共同利用（購入）の検討
山谷上地区については、今後の農業経営の観点から、個人での農業機械購入はリスクがあり、機械の共同利用を図っていきたい。他地域の優良事例調査や情報収集を行い検討を進める。
（6）　マスタープラン話合いの継続
マスタープランの実践のためには、話合いの継続は重要であり、各地区において、様々な話合いの機会を利用しながら、マスタープランに係る話合いを継続する。

5　今後の地域の中心となる経営体の状況

（1）　経営体数

	個人・任意組合	法　人
① 認定農業者	10　人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 注）	1　人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	16　人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

（2）　農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	85.20　ha	242.23　ha	35　%
今後	106.05　ha	242.23　ha	44　%